

【SOCASH サービス規定】

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、条文中の「当社」、「両社」、「当社または JCB」を「JCB」と読み替えます。

第 1 条（目的等）

1. 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）または JCB の提携するカード発行会社（以下「当社」といい、JCB と当社を併せて「両社」という。）から、JCB、両社または当社所定の会員規約（以下「会員規約」という。）に基づきクレジットカード（ただし、両社が認めるカードに限られる。）の貸与を受けた会員が、SOCASH 社が別途推奨する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）および本件アプリケーション（第 2 条に定義する。）を使用して、SOCASH サービス（第 2 条に定義する。）を利用する方法により、当社から会員規約に定める海外キャッシング 1 回払いのサービス（以下「本サービス」という。）を受けるにあたっての、利用方法、利用条件その他両社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と両社との間の契約関係を「本契約」という。）について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が本件モバイル端末を用いずに指定カードを利用する場合（利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。）については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。

第 2 条（用語の定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。
- (2) 「SOCASH 社」とは、利用者に対して、本件アプリケーションにより SOCASH が金融サービスの提供を行うためのプラットフォームにかかるサービスその他 SOCASH 社所定のサービスを提供する、シンガポール法に基づき設立された法人である SOCASH PTH. LTD.をいいます。
- (3) 「SOCASH サービス」とは、SOCASH 社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「SOCASH 社規定」という。）に基づき同社が利用者提供する、本件モバイル端末を使用し、SOCASH 社が別途指定するキャッシュポイントにて金融サービスの提供を受けることができるサービスをいいます。

- (4) 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、SOCASH 社が利用者に提供する SOCASH サービスのためのアプリケーションをいいます。
- (5) 「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いて SOCASH サービスを利用した場合に、そのカードを用いて海外キャッシング 1 回払いを行ったこととなるカードとして、本契約を申し込む会員が指定したクレジットカードをいいます。
- (6) 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。
- (7) 「キャッシュポイント」とは、SOCASH 社が本件アプリケーション内で公表する、利用者が現金の交付を受けることができる SOCASH 社所定の店舗をいいます。

第 3 条 (契約手続き等)

1. 両社の指定する種別のカードの会員が本規定に同意の上、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、SOCASH 社および両社所定の方法により本契約の申込みを行い、SOCASH 社および両社がそれぞれ審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末に SOCASH 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、両社が必要と認める場合、両社はその他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。
2. 家族会員が家族カードについて本サービスを利用するために本会員の代理人として本契約を申し込む場合、家族会員はあらかじめ本会員の同意を取得の上、本契約を申し込むものとします。
3. 利用者は、以下の(ア)から(イ)のいずれにも該当するカードを、指定カードとして本契約を申し込むことができます。
 - (ア)カード番号が 3540、3541、3542 または 3543 から始まるカード
 - (イ)海外キャッシングサービス 1 回払いのサービスを利用できるカード
4. 前項にかかわらず、JCB または当社の公表する種類のカードについては、利用者は本サービスを受けることができず、当該カードを指定カードとして本契約を申し込むことはできません。

第 4 条 (本件モバイル端末・パスワード等の管理)

1. 利用者は、自己の判断で本件モバイル端末により金融サービスの提供を受けることとしたこと、本件モバイル端末の占有を失った場合には、第三者が本サービスを悪用するおそれがあること等を考慮し、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。利用者は、本件モバイル端末にロックを掛けるなど、本件モバイル端

末の第三者による悪用を防止するために、適切な措置を講ずるものとします。

2. 利用者は、本契約の有効期間中、本件モバイル端末を第三者（指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。）に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションの削除または、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
3. SOCASH サービスは、本件モバイル端末の占有者が、前条に定める契約手続き・登録手続きを行うとき、および SOCASH サービスを利用しようとする都度、「J/Secure(TM)」(J/Secure(TM)利用者規定に定めるサービスをいう。)による本人認証（以下「J/Secure 認証」という。）を当該占有者に求め、J/Secure 認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、両社は J/Secure 認証がなされたことにより、本件モバイル端末の占有者が利用者本人であると推定します。利用者は、J/Secure(TM)のパスワードを他人に知られることがないように、J/Secure(TM)利用者規定に定める「J/Secure(TM)利用者の管理責任」に基づき、厳重に管理するものとします。
4. 前項のほか、SOCASH サービスを利用するにあたっては、本件モバイル端末の占有者は、本件アプリケーションの ID・パスワードによる、SOCASH 社所定の本人認証を受けることとなり、当該本人認証がなされたことにより、本件モバイル端末の占有者は利用者本人であると推定されます。利用者は、本件アプリケーションの ID・パスワードを他人に知られることがないように、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5. 利用者は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を、J/Secure(TM)のパスワードおよび本件アプリケーションのパスワードの全部または一部として用いないよう、既に登録されたパスワードの変更も含めた必要な措置をとるものとします。また、利用者は、J/Secure(TM)のパスワードおよび本件アプリケーションのパスワードとして、共通のパスワードを用いてはならないものとします。

第5条（個人情報の収集、保有、利用）

1.利用者および本契約を申し込まれた方（以下「利用者等」という。）は、両社が、（1）本契約の締結有無の判断、（2）本契約締結後の管理、（3）利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、SOCASH 社から以下の（ア）から（ウ）の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。

（ア）利用者等の氏名、メールアドレス、電話番号等、利用者等が本契約の申込みを行われるにあたって指定モバイル端末に入力された内容および入力方法等

（イ）本契約締結の諾否に関する情報

（ウ）SOCASH サービスの利用内容

2. 利用者は両社が SOCASH 社に対して（1）SOCASH 社における本契約締結後の管理、

(2) SOCASH 社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。

3. 利用者等は両社が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第6条（本サービスの内容・利用方法等）

1. 利用者は、SOCASH サービスを利用することにより、会員規約（海外キャッシング1回払い）に定める海外キャッシング1回払いを利用することができます。利用者がSOCASH サービスを利用して、キャッシュポイントで現金の交付を受けた場合、指定カードで海外キャッシング1回払いを利用したこととなり、利用者は会員規約に基づき、当社に対して、返済を行うものとします。本サービスの利用にあたっては、会員規約に定める海外キャッシング1回払いに係る条項が適用されます。
2. 利用者は SOCASH サービスを利用して、キャッシュポイントで現金の交付を受けようとする場合、事前に別途 SOCASH 社が公表する方法で、①交付を受けたい現金の額（以下「出金申請額」という。）および②現金の交付を受けるキャッシュポイントを特定して、SOCASH 社および両社に対して、SOCASH サービスおよび本サービスの利用を申請し（以下、当該申請のことを「利用申請」という。）、SOCASH 社および両社の承認を受ける必要があります。また、利用者は、利用申請の都度、J/Secure 認証を受ける必要があります。
3. 利用者は、利用者がキャッシュポイントで受領する現金の通貨（以下「出金通貨」という。）とは異なる通貨（以下「提示通貨」という。）建の金額の提示を受けて、当該提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いのサービスを利用できる場合があります。この場合、利用者は、提示通貨建で海外キャッシング1回払いのサービスを利用するか否か、利用申請時に本件アプリケーション上で意思決定するものとします。利用者が出金通貨とは異なる提示通貨建の本サービスを利用した場合、会員規約（海外キャッシング1回払い）第7項が適用されます（SOCASH 社は同項に定める「ATM 保有会社等」に該当するものとします。）。
4. 利用者は、毎日 22 時 50 分から 24 時 00 分（現地時間）、本サービスを利用することができません（利用申請が完了している場合であっても、当該時間帯にキャッシュポイントで現金の交付を受けることもできません。）。また、これ以外に、本件アプリケーションにおいて公表する時間に、SOCASH サービスを利用できない場合があります。
5. 利用者は、利用申請を行い、SOCASH 社および両社の承認が得られた場合、本件アプリケーション上に公表される時間内に、キャッシュポイントで出金申請額の全額につき現金の交付を受けるものとします（出金申請額の一部のみの現金の交付を受けることはできません。）。また、キャッシュポイントでの現金の受領は、当該店舗の開店時間（店舗

によって異なる。) 内でなければ行うことができませんので、利用者は利用申請するにあたって、あらかじめキャッシュポイントの開店時間を確認した上で利用申請するものとします。利用申請をした後、利用者がキャッシュポイントで現金の交付を受けないまま、当該時間が経過した場合には、利用者が利用申請をキャンセルしたものとみなします。

6. 利用者は、本件アプリケーションに定める方法または前項に定める方法により、SOCASH サービスの利用申請をキャンセルすることができます。但し、当該キャンセルの頻度が、SOCASH 社規定に定める頻度を超えた場合、利用者は SOCASH 社規定に基づき、SOCASH 社に対して、キャンセル料を支払う義務を負います。この場合、利用者から SOCASH 社に対するキャンセル料の支払いは、会員規約に定めるショッピング 1 回払いの利用があったものとみなして処理されることにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。
7. 利用者が利用申請を行った場合、利用者がキャッシュポイントで現金の交付を受ける前であっても、会員規約（利用可能な金額）の条項の適用にあたっては、出金申請額は当該条項に定める「利用残高」に含まれるものとします。但し、利用者が前二項に基づき利用申請をキャンセルした場合には、当該キャンセルから一定期間経過後に、当該キャンセルにかかる出金申請額は「利用残高」から控除されます。

第 7 条（利用可能な金額）

1. 利用者は、会員規約（利用可能な金額）に基づき指定カードでの海外キャッシング 1 回払いの利用が認められた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。
2. 前項にかかわらず、1 日当たりの利用上限額および 1 回当たりの利用上限額は、JCB または当社が定め、別途公表する金額となります。

第 8 条（本件モバイル端末の紛失、盗難）

1. 本件モバイル端末またはカード情報の紛失または盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、本規定第 4 条および J/Secure (TM) 利用者規定第 5 条が適用されます。
2. 利用者は本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることに気付いた場合には、直ちに（ただし、直ちに届け出ることが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、両社に対して、両社所定の方法により届け出を行うものとします。
3. 利用者は、他人に本サービスを利用されたことを知ったときは、直ちに（ただし、直ちに届け出ることが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、両社所定の方法により、両社に届け出た上で、両社の調査に協力するものとします。また、その際、両社の求めに応じて、会員および会員の家族に関する渡航の有無を証明す

る書類その他両社の請求する書類を両社に提出するものとします。

4. 利用者が前二項または第4条各項のいずれかを遵守しなかった場合、J/Secure (TM) 利用者規定第5条の適用結果にかかわらず、利用者は当社に対してカード利用代金を支払う義務を負うものとします。
5. 利用者から第2項または第3項の届け出があった場合、両社は、指定カードの海外キャッシング1回払いの利用（本サービスを利用しない方法による海外キャッシング1回払いの利用を含む。）を停止することができます。この場合、利用者は、原則として、指定カードの再発行を受けない限り、海外キャッシング1回払いの利用を再開することはできません。この場合、利用者（但し、利用者が家族会員の場合は本会員）は当社が通知または公表する再発行手数料を支払うものとします。

第9条（解除等）

1. 両社は、利用者が本契約に違反し、両社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。
2. 次の（1）から（6）のいずれかに該当するときは、両社からの催告および通知を要せず当然に、また（7）から（9）のいずれかに該当するときは、両社からの通知により、本契約は終了します。
 - （1）利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
 - （2）SOCASH社と利用者との間のSOCASHサービスにかかる契約が終了したとき、その他SOCASH社の利用者に対するSOCASHサービスが終了したとき
 - （3）会員規約に基づき、会員区分の変更があったとき
 - （4）指定カードの再発行等により、指定カードの会員番号、有効期限、カード名義人、セキュリティコード等SOCASHアプリに登録されている情報に変更があったとき
 - （5）指定カードが更新されたとき（更新前の指定カードの有効期限が経過したとき）
 - （6）最終利用時より24ヶ月間が経過したとき
 - （7）利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
 - （8）利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - （9）利用者による本サービスの利用状況が適当でないと両社が判断したとき

第10条（一時停止）

1. SOCASH社は、SOCASHサービスを提供するためのシステム（以下「SOCASHシステム」という。）の保守または更新等を行うために、SOCASHサービスを一時停止する場合があります。利用者は、SOCASHサービスの一時停止期間等については、本件アプ

- リケーション上で確認するか、または SOCASH 社に対して直接確認するものとします。
2. 両社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止することができます。
 - (1) SOCASH 社によって、SOCASH システムの保守点検または更新が緊急に行われる場合
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
 - (3) 本サービスまたは SOCASH システムのセキュリティ上、JCB が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
 - (4) 上記各号のほか、JCB または当社が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合

第 11 条（本サービスの変更または終了）

両社は、営業上その他の理由により、本サービスの終了または内容の変更を行うことができるものとします。両社は本サービスを終了する場合、または本サービスの内容の変更を行うことにより利用者に不利な影響（ただし、軽微な影響を含みません。）を及ぼすと認めた場合、1 ヶ月前までに JCB のホームページ等で公表または利用者に通知します。

第 12 条（免責）

1. 両社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
 - (1) 本件モバイル端末（これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。）もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合
 - (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合
 - (3) SOCASH 社が利用者に対して SOCASH サービスにかかるサービス提供を停止もしくは中止している場合、またはその他 SOCASH 社の事情に起因する場合（第 10 条第 1 項に基づく SOCASH システムの一時停止の場合を含む。）
 - (4) 第 10 条第 2 項に基づき本サービスが一時停止された場合、または第 11 条に基づき本サービスが終了した場合
2. 本件アプリケーションおよび SOCASH サービスは、SOCASH 社から利用者に対して提供されるアプリケーションおよびサービスです。SOCASH サービスにかかる契約について紛議が生じた場合には、利用者と SOCASH 社との間で解決するものとし、両社は当該紛議に関して責任を負わないものとします。

3. 両社は、利用者が本件アプリケーションを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、利用者に損害が発生した場合といえども、両社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、両社に故意または重過失がある場合を除き、両社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

第 13 条（本規定の改定等）

1. 両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
2. 本規定に基づく会員に対する通知（第 11 条に基づく通知を含む。）は、本件アプリケーションを介したプッシュ通知によるものとします。会員が本件モバイル端末においてプッシュ通知を受信しない環境を選択した場合、会員は JCB の WEB サイトにおいて公表される内容を確認する方法により周知事項を自ら確認するものとし、会員は両社からの通知を受けることができないことにより受ける不利益について、両社に対して異議を申し立てることはできないものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は、両社が特に必要と認める場合に限り、E メールその他の方法により、利用者に対して通知を行う場合があります。

第 14 条（準拠法）

本契約に関する準拠法は日本法とします。

第 15 条（合意管轄裁判所）

利用者は、利用者と JCB または当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地または JCB（利用者と JCB との間の訴訟の場合）もしくは当社（利用者と当社との間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。